新設分割計画書について

医療法第六十一条および第六十一条の二に基づき必要事項を記載の上、新設分割計画書を任意の様式にて作成し、写しをご提出ください。

医療法第六十一条

一又は二以上の医療法人は、新設分割(一又は二以上の医療法人がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する医療法人に承継させることをいう。以下この目において同じ。)をすることができる。この場合においては、新設分割計画を作成しなければならない。

２　二以上の医療法人が共同して新設分割をする場合には、当該二以上の医療法人は、共同して新設分割計画を作成しなければならない。

医療法第六十一条の二

第六十一条の二　一又は二以上の医療法人が新設分割をする場合には、新設分割計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　新設分割により設立する医療法人（以下この目において「新設分割設立医療法人」という。）の目的、名称及び主たる事務所の所在地

二　新設分割設立医療法人の定款又は寄附行為で定める事項

三　新設分割設立医療法人が新設分割により新設分割をする医療法人（以下この目において「新設分割医療法人」という。）から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項

四　前三号に掲げる事項のほか、厚生労働省令（※）で定める事項

※医療法第六十一条の二第四号の厚生労働省令で定める事項

第三十五条の十　法第六十一条の二第四号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　新設分割医療法人(法第六十一条の二第三号に規定する新設分割医療法人をいう。)及び新設分割設立医療法人(同条第一号に規定する新設分割設立医療法人をいう。)の新設分割(法第六十一条第一項に規定する新設分割をいう。次条において同じ。)後二年間の事業計画又はその要旨

二　新設分割がその効力を生ずる日